

一般財団法人東京都剣道連盟および加盟団体における 倫理に関するガイドライン

平成30年12月6日制定

（趣旨）

一般財団法人東京都剣道連盟（以下連盟という）は、一般財団法人全日本剣道連盟の加盟団体として、日本の伝統文化に培われた剣道、居合道および杖道（以下剣道等といふ）の普及振興、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成ならびに地域社会の健全な発達および国際相互理解の促進に寄与する使命を担っている。

したがって、所属する評議員、理事・監事、顧問・相談役、審議員、専門委員および職員（以下役職員等といふ）はもとより、連盟登録会員等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、剣道修練の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修練に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

しかしながら、近年、スポーツ団体や学校において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別および薬物乱用など）あるいは補助金などの不適切な処理または横領など、訴訟にもおよぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、連盟および加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

連盟および加盟団体においては、役職員等および連盟登録会員等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図る必要がある。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役職員等および監督、コーチ等現場指導者ならびに連盟登録会員等に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営または剣道等を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行為は絶対に行ってはならない。

(2) 剣道等を行う際または指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的および精神的セクシャル・ハラスメントについて

役職員等および監督、コーチ等現場指導者ならびに連盟登録会員等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 現場指導者等が、その地位や人間関係の優位性を背景として、競技者等に対してその人格を否定するような言動等により精神的、身体的に苦痛を与える行為を行うことは厳に禁ずる。

(2) 安易に性的・性差別的言動や表現および相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

(3) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

(4) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

(5) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対し毅然として{不快である}旨を、はっきりと意思表示すること。

(注意・・・無視した場合は、「受け入れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピングおよび薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、連盟登録会員等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

(1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレイの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

(2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの疑いがある場合、検査に協力する義務がある。

ピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者および指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。

- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4. 役職員等および監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者ならびに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役職員等および監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者ならびに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役職員等および監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者および競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役職員等・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者および競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

5. 段級位審査員と受審者の関係について

段級位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。

- (1) 審査に関しての金銭の授受は絶対に行わないこと。

- (2) 審査についていささかも疑念が持たれないよう、その言動は厳に慎むこと。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

連盟および加盟団体は、公的な組織であることを認識し、各団体の経理規程に則

り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織および監事等による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的および経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などしないこと。
- (2) 経理処理については、不法または不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少數の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェックおよび監事による監査を受けるようにすること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させる。

2. 不正行為について

連盟および加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供應等の直接または間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導または監査

III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

連盟および加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないように公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV. 安全・事故防止および一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止

指導的立場にある者ならびに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、特に、大会等剣道活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての習慣、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、連盟および加盟団体は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じる。

(1) 違法賭博

(2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

以上

〈参考〉

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

連盟加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

（1）倫理に関する規程の整備

連盟倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成を図ることとする。

（2）倫理委員会の設置（同委員会規程の整備）

（3）不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等について明記しているが、例えば、予防対策として、意識改革・啓発を図るため研修会の実施、機関紙への掲載などについて考慮することなどが考えられる。

（4）不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切に処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、連盟に速やかに報告を行うこと。